

<報道発表資料>

令和4年10月20日

令和4年 職員の給与等に関する報告（意見）及び勧告について

埼玉県人事委員会は、地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、議会及び知事に対し、職員の給与等について報告及び勧告を行いました。

- | | | | |
|-------|-----|---------------|------------|
| ○ 知 事 | 日 時 | 令和4年10月20日（木） | 午前 9時 25分 |
| | 場 所 | 知事室 | |
| ○ 議 長 | 日 時 | 令和4年10月20日（木） | 午前 10時 00分 |
| | 場 所 | 議長応接室 | |

1 本年の給与改定（民間給与との比較）

- (1) 月例給を引上げ（民間給与との較差 940円（0.25%））

公民較差の状況等を考慮し、給料表を改定（初任給をはじめ主として若年層について引上げ）

- (2) ボーナス（特別給）を引上げ（4.30月→4.40月）

民間の特別給の年間支給割合に見合うよう、職員の年間支給月数を0.10月分引上げ

2 人事管理に関する報告（意見）

本県における人事管理に関する主な課題と取組の方向性について報告

- (1) 人材の確保及び育成

- ・人材の確保
- ・人材の育成
- ・能力・実績に基づく人事管理の徹底

- (2) 誰もが活躍できる職場づくり

- ・女性職員の活躍推進
- ・高齢層職員の能力及び経験の活用
- ・障害のある職員の活躍推進
- ・会計年度任用職員の働きやすい環境づくり
- ・性の多様性を尊重した職場づくり

(3) 働き方改革と勤務環境の整備等

- ・デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進を踏まえた新たな働き方
- ・育児休業の取得促進など仕事と生活の両立支援の推進
- ・総実勤務時間の縮減
- ・性の多様性を尊重した勤務条件の整備
- ・心身の健康管理
- ・ハラスメントの防止
- ・公務員倫理に基づいた意識と行動の徹底

資料：令和4年 人事委員会勧告に当たって（談話）

令和4年 職員の給与等に関する報告（意見）及び勧告の概要

※ 詳しくは埼玉県人事委員会のホームページをご覧ください。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/e1901/kyuuyo-seido/kyuuyo-kankokur4.html>